平成 17 年９月

新内閣に対する要望

大 阪 商 工 会 議 所

わが国経済は、民間設備投資と個人消費の持ち直しにより踊り場から脱し、景気回復の波は大企業から中小企業に、企業から個人に及び明るさを取り戻しつつある。こうした動きをより確実なものとし、今後息の長い本格的回復につなげることが重要課題となっている。そのためには、「官から民へ」、「中央から地方へ」、「大きな政府から小さな政府へ」という構造改革を推進するとともに、「選択と集中」により国際社会の中で比較優位性を発揮し、かつ将来にわたりわが国経済全体の牽引役となる「エンジン産業」の振興に限られた経営資源を投下することが何よりも肝要である。

しかるに、先の内閣では構造改革の中核をなす郵政民営化法案が参議院で否決されたのをはじめ、税制、財政、社会保障制度の改革や、知財強化、科学技術振興、中小企業活性化、ベンチャー育成等の新たな経済・社会システムの構築、産業政策の展開は未だ道半ばである。小泉新内閣は一切の増税を回避し、強力なリーダーシップにより、構造改革の徹底的な断行、歳出削減を進め、経済活性化を達成されたい。ついては下記の事項に特段の配慮を払われたい。

記

１．構造改革の断行

（１）経済活性化のための産業政策確立と規制緩和の推進

わが国経済の中長期的な発展には、情報家電、コンテンツ産業等の新しいモノづくり産業や創薬・医療福祉機器等のライフサイエンス産業、雇用効果が大きい集客・観光等のツーリズム産業といった「エンジン産業」の振興が不可欠である。政府は、こうした成長産業に経営資源を思い切って集中投下すべきである。

同時に、成長性を秘めながら、規制がその足かせになり産業として育っていない医療、教育の分野へ株式会社やＮＰＯの参入を認められたい。

（２）成長基盤整備のための税制構築

政府は、多年度税収中立を前提とする先行減税を平成 15 年度より実施している。その結果、景気回復による自然増収は、平成 15 年度以降 5.3 兆円（平成 15 年度：1.5 兆円、平成 16 年度：3.8 兆円）に上っているが、先行減税の多くは平成 17 年度に期限切れとなることから、景気の本格浮揚に水を注すことが懸念される。政府は財政健全化のためにも、経済活性化による税収増を図ることが肝要である。平成 18 年度についても自然増収分を減

税財源とし、ＩＴ投資促進税制、研究開発減税(上乗せ措置)、中小企業投資促進税制等の政策減税の延長、所得控除の縮減見送りを行うとともに、中長期にわたる成長基盤を整備するための税制措置等を講じられたい。

（３）行財政改革の一体的な取組みの推進

行財政改革の実効性を高めるには、現在、社会保障制度、税制、財政、公務員定数・給与水準について個別に検討されている組織を整理・統合し、例えば経済財政諮問会議で一体的に議論を行い、政策決定し、実施する体制を構築されたい。

（４）社会保障制度改革の推進

社会保障制度改革については、国民の信頼を回復するため、現役世代の負担が過重にならないよう給付の伸び率を名目経済成長率程度に抑制し、将来にわたり持続可能な制度に改められたい。

（５）郵政民営化の推進

郵政民営化により、「官から民への資金の流れの転換」を図り、国、地方自治体、公庫、独立行政法人等への郵貯、簡保による資金の安易な流れを断つことこそが、小さな政府実現や構造改革の推進力である。新内閣はこうした点を国民に分かりやすく説明し、再度郵政民営化を推進されたい。

（６）公務員制度改革の推進と市場化テストの導入

行政のスリム化を実現するには、公務員の定数純減に合わせてその流動化を確保する必要がある。現在の公務員の配置はきわめて硬直的であり、行政需要の変化に対応し切れていない。役割を終えた組織のリストラも進めにくい状況にある。本来、国と地方全体での流動化を図るべきだが、少なくとも国の省庁を越えた流動化を実現すべきである。国家公務員の給与水準切下げについては、全国一律制度を廃し、地方においてはその地方の民間企業の水準や生活コストに見合った水準に改めるべきである。

また、行政のスリム化には公共サービスの民間開放も重要である。「原則、民間開放可能」との認識に立ち官民競争を通じて公共サービスの質の向上と効率化を図るため、「市場化テスト」を早期に立法化し、本格的導入を進められたい。

（７）三位一体改革の推進

現在、国と地方の規模は税収が６：４であるのに対し、支出は４：６となっており、国から地方への資金の流れが、国の地方への関与を強めている。この意味で、補助金と地方交付税を縮減し、それに見合うだけの税源を移譲する「三位一体改革」の趣旨には賛同できる。

しかしながら、これまでの政府の三位一体改革の取組みは、将来負担増が予想される国民健康保険の都道府県負担への切替を含む等、移譲金額の辻褄

合わせに終始しており、真に地方の裁量拡大につながっているとはいい難い。今後、政府は地方に対し、所得税、消費税等基幹税を移譲し、地方が自らの判断で地域の実情にあった行政を展開できる環境を整えられたい。また、今後５年間の地方交付税の縮減額を具体的に示されたい。

２．少子化対策の拡充

２００７年から人口減少時代を迎えるが、今後少子化にいかに歯止めをかけるかが今までにも増して重要課題となる。そのためには、少子化の最大の要因である出産・子育てにかかる経済的負担を軽減することが不可欠である。ついては、児童手当の拡充等政府による直接的な支援に加え、子育て世代の女性を採用している企業に対し、給与の一定割合を法人税から控除する税制支援策等、企業の取組みを支える仕組みを創設されたい。その財源については現在、高齢者関係給付の比重が高い社会保障制度を見直すこと等により確保すべきである。

３．中小企業対策の強化

わが国経済の基盤をなす中小企業の多くは景気回復に呼応し、事業深化や新分野進出等、攻めの経営戦略へと軸足を移しつつある。しかしながら、そうした新たな展開に必要な資金は中小企業の場合、まだまだ金融機関からの借入金に依存する割合が高い。ついては、意欲ある中小企業の資金調達を支援するため、不動産等の担保でなく、事業の将来性や経営者の資質、あるいは知的財産を担保にした融資制度を政府系中小企業金融機関が率先して拡充し、民間金融機関によるこうした融資への取組みを加速されたい。

また、経営基盤が脆弱なベンチャー企業の経営を安定させるため、ベンチャー支援税制（設立後５年間の法人税免除およびその間の欠損金の無期限繰越等）を創設するとともに、ベンチャー企業への資金供給を円滑化する観点から、法人または個人がベンチャー企業に投資した時点で、投資額の一定割合の税額控除を認められたい。

４．新しいまちづくり推進スキームの構築

「まちづくり３法」（大店立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法）の制定から 7 年が経過したが、期待とは裏腹に中心市街地の衰退は一層深刻さを増している。今後人口減少が予想され、地方財政も逼迫する中で、中心市街地に都市機能が重点的に集積した、安全･安心で美しい 21 世紀型のまちを再構築するためにも、まちづくり推進の新たなスキームを構築する必要がある。

ついては、現行「中心市街地活性化法」を発展的に改め、現行法が担っている中心市街地活性化の役割に加え、まちづくり３法等を運用する際の横串的な機能を担う「まちづくり推進法」（仮称）を制定されたい。

さらに、一定規模以上の集客施設の立地により発生する生活環境・社会環境の悪化を防ぐためにも、現行の大店立地法を改めて、「大規模集客施設立地法」

（仮称）を制定し、対象を大規模店舗のほかアミューズメント施設等を含む大規模集客施設に拡大されたい。また、当該施設の立地に伴う地域の生活・社会・経済環境に及ぼす影響を事前評価するとともに立地後もフォローアップされたい。

５．次代を担う人材の育成

近年、若年無業者、就業意欲のない若者（ニート）の急増に見られるように、若年者の働く意欲の低下が大きな社会問題となっている。このまま放置すれば、将来の社会の活力や産業競争力に大きな影響を及ぼすと懸念される。こうした事態に対応するためには、若者に健全な職業観を養成するための「キャリア教育」を、初等教育の段階から導入・推進することが重要である。キャリア教育は、子どもたちの職業観や社会で生きていく力を養うとともに、学習意欲を向上させることをも目的としており、学力向上策としても重要な役割を担うと考える。新内閣には、キャリア教育を生きる力を育む授業として位置づけるとともに、小中高間の体系的・継続的なプログラム開発等、キャリア教育への取組みを一層強化されたい。

６．経済のグローバル化への対応

経済の急速なグローバル化と地域経済統合の進展に伴い、わが国企業にとっての国際ビジネス展開を円滑にする経済連携協定（ＥＰＡ）の締結は、喫緊の課題である。

新内閣は強力なリーダーシップを発揮し、わが国にとっての全体最適実現を第一義に、省庁間の利害を超え、構造改革をより一層推進して、わが国と経済的な結びつきの強い東アジア各国・地域との協定を迅速に締結すべきである。中小企業が充分な恩恵を享受できる内容を実現するとともに、可能な限り同一基準で協定を締結する等、戦略的な経済連携の枠組みを構築されたい。

また、ＷＴＯとＥＰＡはわが国通商政策にとって車の両輪にも等しく、どちらが欠けてもならない。貿易立国のわが国にとって、世界貿易の共通ルールづくりは極めて重要であり、ドーハ・ラウンドの妥結に向けて、交渉の各分野で加盟国の範となるような自由化姿勢を示す等、自由貿易推進の役割を積極的に担われたい。

あわせて、外資誘致の体制を整えるとともに、ＪＥＴＲＯが地方の自治体・経済団体との連携しながら展開する地方への外資誘致促進事業を一層強化されたい。

以　上